



発行 新潟県  
**第 79 号**  
 平成24年10月9日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1217 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 1218 道路の区域変更（道路管理課）
- 1219 道路の供用開始（道路管理課）
- 1220 道路の区域変更（道路管理課）
- 1221 都市計画案の縦覧（都市政策課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）

正 誤

- 平成24年10月1日付け県報号外1 主要目次及び本文中（文書私学課）



◎新潟県告示第1217号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり小倉川ダム管理規程及び竹田川ダム管理規程の変更を認可した。

平成24年10月9日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在地及び名称  
佐渡市寺田 721 番地 国府川左岸土地改良区
- 2 認可年月日  
平成 24 年 9 月 24 日
- 3 認可した管理規程の概要
  - (1)小倉川ダム管理規程
    - 第 1 章 総則
    - 第 2 章 貯水・取水又は放流に関する事項
    - 第 3 章 ゲートの操作
    - 第 4 章 点検及び整備に関する事項
    - 第 5 章 緊急事態における措置に関する事項
    - 第 6 章 観測及び調査に関する事項
  - (2)竹田川ダム管理規程
    - 第 1 章 総則
    - 第 2 章 貯水・取水又は放流に関する事項
    - 第 3 章 ゲートの操作
    - 第 4 章 点検及び整備に関する事項

第5章 緊急事態における措置に関する事項

第6章 観測及び調査に関する事項

◎新潟県告示第1218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成24年10月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒倉野中線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東蒲原郡阿賀町東山字田タハ1225番1から	新	3.6～26.0メートル	257.5メートル
同郡同町東山字石橋768番1まで	旧	3.3～17.0メートル	290.2メートル

◎新潟県告示第1219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成24年10月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 黒倉野中線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町東山字田タハ1225番1から同郡同町東山字石橋768番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月9日

◎新潟県告示第1220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小栗山川口線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市川口相川字向ノ原541番3から	新	7.9～13.8メートル	187.4メートル
同市川口相川字居平2064番1まで	旧	7.0～30.5メートル	187.4メートル

## ◎新潟県告示第1221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成24年10月9日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 長岡都市計画道路
- (2) 名称 3・4・103号 見附下新町線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 追加する部分

見附市南本町2丁目、双葉町、名木野町字原西、熱田町字喜多稲葉、字波柳、下新町字新田及び字東村の各一部

## (2) 削除する部分

見附市南本町2丁目、南本町3丁目、双葉町、熱田町字波柳及び下新町字今泉の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成24年10月9日  
至 平成24年10月23日

## (2) 場所

- ア 長岡市四郎丸町173-2（〒940-8567）  
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課
- イ 見附市昭和町2-1-1（〒954-8686）  
見附市建設課

## 3 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

## 公 告

## 予算の公表について（公告）

平成24年9月28日新潟県議会において議決された平成24年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年10月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

平成24年度新潟県一般会計補正予算

平成24年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,514,457千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,377,308,230千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。  
(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金		千円 6,360,672	千円 289,452	千円 6,650,124	
	第1項 分担金	1,553,867	128,889	1,682,756	
	第2項 負担金	4,806,805	160,563	4,967,368	
第8款 使用料及び手数料		10,783,943	△ 406	10,783,537	
	第2項 手数料	3,825,505	△ 406	3,825,099	
第9款 国庫支出金		136,396,687	12,875,495	149,272,182	
	第1項 国庫負担金	40,631,970	6,436	40,638,406	
	第2項 国庫補助金	93,565,144	12,839,438	106,404,582	
	第3項 委託金	2,199,573	29,621	2,229,194	
第10款 財産収入		3,958,775	5,800	3,964,575	
	第1項 財産運用収入	1,358,310	△ 190	1,358,120	
	第2項 財産売却収入	2,600,465	5,990	2,606,455	
第12款 繰入金		31,470,490	1,611,342	33,081,832	
	第2項 基金繰入金	30,760,208	1,611,342	32,371,550	
第13款 諸収入		304,995,288	625,871	305,621,159	

	第4項 貸付金収入	264,715,550	△	12,158	264,703,392
	第5項 受託事業収入	5,492,317		325,011	5,817,328
	第6項 収益事業収入	3,759,572		17,890	3,777,462
	第8項 雑収入	8,347,987		295,128	8,643,115
第14款 県債		272,225,000		4,610,000	276,835,000
	第1項 県債	272,225,000		4,610,000	276,835,000
第15款 繰越金		160,000		1,496,903	1,656,903
	第1項 繰越金	160,000		1,496,903	1,656,903
歳入	合計	1,355,793,773		21,514,457	1,377,308,230

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第2款 総務費		千円 33,799,168	千円 38,428	千円 33,837,596	
第1項 政務	策	4,312,854	1,911	4,314,765	
第2項 総務	管理	15,823,922	1,019	15,824,941	
第3項 統計	調査	504,933	2,041	506,974	
第6項 選挙	挙	1,069,190	33,457	1,102,647	
第3款 県民生活・環境費		7,583,876	212,674	7,796,550	
第1項 県民生活	管理	1,990,567	42,284	2,032,851	
第2項 防災	災	2,431,460	147,494	2,578,954	
第3項 環境	企	481,747	37	481,784	
第4項 環境	画	363,189	△ 1,515	361,674	
第5項 廃棄物	策	2,316,913	24,374	2,341,287	
第4款 福祉保健費		144,124,165	228,897	144,353,062	
第1項 福祉	社	19,617,734	△ 60,281	19,557,453	
第3項 医務	保	4,737,523	576	4,738,099	
第4項 高齢	社	36,835,311	284,649	37,119,960	
第5項 健康	福	7,070,983	14,663	7,085,646	
第6項 生活	対	1,431,221	9,768	1,440,989	
第7項 障害	策	20,291,625	△ 196,219	20,095,406	

第5款 労働費	第8項 児童家庭費	12,672,386	175,741	12,848,127
	第2項 労働雇用費	8,267,131	1,349,170	9,616,301
	第3項 職業能力開発費	5,846,713	1,335,186	7,181,899
		2,292,508	13,984	2,306,492
第6款 産業費		152,168,184	△ 50,181	152,118,003
	第1項 産業政策費	13,046,494	△ 465	13,046,029
	第2項 産業振興費	1,551,618	△ 2,000	1,549,618
	第4項 産業立地費	18,406,384	△ 47,716	18,358,668
第7款 農林水産業費		74,387,182	2,276,643	76,663,825
	第1項 農業総務費	3,454,821	△ 86,517	3,368,304
	第2項 地域農業推進費	6,060,827	340,073	6,400,900
	第3項 農産園芸費	1,403,704	△ 32,761	1,370,943
	第4項 経営普及費	3,947,451	681	3,948,132
	第6項 畜産業費	796,345	1,237	797,582
	第7項 水産業費	4,525,189	18,429	4,543,618
	第8項 森林業費	12,733,454	14,218	12,747,672
	第9項 農地管理費	2,676,839	36,510	2,713,349
	第10項 農地盤整備費	37,518,887	1,984,773	39,503,660
第8款 土木費	第1項 土木管理費	151,437,709	10,118,336	161,556,045
		10,652,199	△ 40,523	10,611,676



	第2項 道路橋りょう費	53,481,663	△	526,860	52,954,803
	第3項 河川海岸費	26,304,707		10,368,473	36,673,180
	第4項 砂防費	11,286,093		246,417	11,532,510
	第5項 都市計画費	6,162,237		11,268	6,173,505
	第6項 建築費	19,846,025		49,084	19,895,109
	第8項 港湾振興費	504,541		8,502	513,043
	第9項 港湾費	8,130,985		1,975	8,132,960
第9款 警察費		50,533,370		212,087	50,745,457
	第1項 警察管理費	47,129,420		137,432	47,266,852
	第2項 警察行政費	3,403,950		74,655	3,478,605
第10款 教育費		218,720,745		229,581	218,950,326
	第1項 教育総務費	4,768,018		30,925	4,798,943
	第2項 小中学校費	129,455,549		1,480	129,457,029
	第3項 高等学校費	52,082,815	△	7,331	52,075,484
	第4項 特別支援学校費	17,515,845		3,364	17,519,209
	第5項 生涯学習推進費	332,812		3,287	336,099
	第6項 文化行政費	1,408,413		1,564	1,409,977
	第7項 保健体育費	1,816,006		180,507	1,996,513
	第8項 私立学教養振興費	9,766,529		15,785	9,782,314
第11款 災害復旧費		13,642,859		6,898,822	20,541,681
	第1項 農林水産施設災害復旧費	3,678,098		599,028	4,277,126

	第2項 土木施設災害復旧費	9,885,700	6,299,794	16,185,494
歳 出	合 計	1,355,793,773	21,514,457	1,377,308,230

第2表 債務負担行為補正 1 追 加					
事 項	期 間	限 度	額	説 明	
県営湛水防除事業安野川5期地区工事委託契約	平成25年度	228,000千円			
県営営体育成基盤整備事業道上2期地区工事請負契約	平成25年度	4,000千円			
一級河川道満川広域河川改修工事公共施設管理者負担金協定(相手方 喜多町土地区画整理組合)	平成25年度から平成26年度まで	114,000千円			
一級河川羽根川河川災害復旧助成工事費用負担協定(相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成25年度から平成26年度まで	267,200千円			
一級河川柿川床上浸水対策特別緊急工事費用負担協定(相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成25年度から平成28年度まで	2,692,000千円			
一級河川十二沢川床上浸水対策特別緊急工事費用負担協定(相手方 北陸地方整備局)	平成25年度から平成26年度まで	165,000千円			
新潟中央警察署耐震改修等工事請負契約	平成25年度から平成26年度まで	289,773千円			
放置車両確認事務委託契約	平成25年度	30,270千円			

2 変 更	事 項	補 期		正 限		補 期		正 限		後 度 額	明 説
		期	度	期	度	期	度	期	度		
	農業近代化資金利子補給契約	平成25年度から 平成44年度まで	農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第202号)に基づき、融資機 関が農業近代化資金 を総額1,350,000千円 の範囲内で県の承認す る場合、利子補給率年 2.25パーセント以 内として算定した額	平成25年度から 平成44年度まで	農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第202号)に基づき、融資機 関が農業近代化資金 を総額2,000,000千円 の範囲内で県の承認す る場合、利子補給率年 2.25パーセント以 内として算定した額	平成25年度から 平成44年度まで	農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第202号)に基づき、融資機 関が農業近代化資金 を総額2,000,000千円 の範囲内で県の承認す る場合、利子補給率年 2.25パーセント以 内として算定した額				
	漁業近代化資金利子補給契約	平成25年度から 平成44年度まで	漁業近代化資金融通法 (昭和44年法律第52号)に基づき、融資機 関が漁業近代化資金を 総額120,000千円の範 囲内で県の承認する場 合、利子補給率年2.25 パーセント以内として 算定した額	平成25年度から 平成44年度まで	漁業近代化資金融通法 (昭和44年法律第52号)に基づき、融資機 関が漁業近代化資金を 総額220,000千円の範 囲内で県の承認する場 合、利子補給率年2.25 パーセント以内として 算定した額	平成25年度から 平成44年度まで	漁業近代化資金融通法 (昭和44年法律第52号)に基づき、融資機 関が漁業近代化資金を 総額220,000千円の範 囲内で県の承認する場 合、利子補給率年2.25 パーセント以内として 算定した額				
	県営かんがい排水事業小栗田原地区 工事請負契約	平成 25 年 度	22,000千円	平成 25 年 度	40,000千円						
	県営港水防除事業安野川4期地区工 事委託契約 (相手方 東日本旅客鉄道株式会 社)	平成21年度から 平成24年度まで	2,100,000千円	平成21年度から 平成25年度まで	2,100,000千円						
	港水防除事業受託費安野川4期地区 工事委託契約 (相手方 東日本旅客鉄道株式会 社)	平成23年度から 平成24年度まで	200,000千円	平成23年度から 平成25年度まで	246,000千円						

県営経営体育成基盤整備事業加治川右岸地区工事請負契約	平成25年度	75,000千円	平成25年度	107,000千円
県営経営体育成基盤整備事業蔵光地区工事請負契約	平成25年度	8,000千円	平成25年度	9,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中之島南部地区工事請負契約	平成25年度	78,000千円	平成25年度	98,000千円
県営経営体育成基盤整備事業満日地区工事請負契約	平成25年度	10,000千円	平成25年度	55,000千円
県営経営体育成基盤整備事業川東地区工事請負契約	平成25年度	82,000千円	平成25年度	125,000千円
県営経営体育成基盤整備事業両新地区工事請負契約	平成25年度	7,000千円	平成25年度	45,000千円
県営経営体育成基盤整備事業川東2期地区工事請負契約	平成25年度	72,000千円	平成25年度	104,000千円
県営経営体育成基盤整備事業佐々木南部郷2期地区工事請負契約	平成25年度	63,000千円	平成25年度	139,000千円
県営経営体育成基盤整備事業五十公野地区工事請負契約	平成25年度	20,000千円	平成25年度	60,000千円
県営経営体育成基盤整備事業小吉地区工事請負契約	平成25年度	36,000千円	平成25年度	50,000千円
県営経営体育成基盤整備事業大戸地区工事請負契約	平成25年度	11,000千円	平成25年度	23,000千円
笠堀ダム・大谷ダム堰堤改良(通信管理設備)工事請負契約	平成24年度	365,000千円	平成24年度から平成25年度まで	365,000千円

起債の目的		補		正		前		正		補		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額	千円	起債の方法	利率
道	路事業費	6,861,000		普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	6,825,000				
河	川事業費	11,193,000							12,581,000				
海	岸事業費	611,000							1,127,000				
砂	防事業費	5,389,000							5,546,000				
林	道事業費	550,000							552,000				
農	地事業費	8,693,000							9,347,000				
災	害復旧事業費	4,058,000							5,926,000				
地	域活性化事業費	802,000							799,000				
地	方道路等整備事業費	11,769,000							11,643,000				
合	併特例事業費	3,011,000							2,996,000				
警	察施設整備事業費	547,000							545,000				

交通安全施設整備事業費	461,000				453,000	
県民会館改修事業費	8,000				11,000	
地域機関改修事業費	649,000				752,000	
行政改革推進債	9,266,000				9,491,000	
地方道路整備費 臨時貸付事業費	1,324,000				1,208,000	
<b>合 計</b>	<b>272,225,000</b>				<b>276,835,000</b>	

平成24年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,336千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,580,701千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入	第3項 寄附金	500	1,000	1,500
	第4項 繰入金	525,762	14,544	540,306
	第5項 諸収入	35,301	5,690	40,991
	第8項 繰越金		102	102
歳 入	合 計	2,559,365	21,336	2,580,701



2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	2,554,865	21,336	2,576,201
		2,475,683	16,388	2,492,071
	第3項 県債費	66,266	4,948	71,214
歳 出	合 計	2,559,365	21,336	2,580,701

平成24年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ384,806千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金	千円 318,906	千円 65,900	千円 384,806
	第3項 県債	64,190	12,955	77,145
	第4項 繰越金	128,106	25,910	154,016
		7,287	27,035	34,322
歳 入	合 計	318,906	65,900	384,806

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子寡婦福祉資金費		千円 318,906	千円 65,900	千円 384,806
	第1項 貸付事業費	318,906	65,900	384,806
歳	出	合計	318,906	384,806

起債の目的		補		正			後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	利率
母子寡婦福祉事業資金貸付	128,106	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第37条第2項、第4項及び第6項並びに母子及び寡婦福祉法施行令第42条及び第44条の規定による。	154,016	補正前に同じ		
		千円						

平成24年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正  
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業改善資金収入	第1項 繰入金	122,852		122,852
	第3項 繰越金	2,792	△ 1,659	1,133
		119,990	1,659	121,649
歳入	合計	246,609		246,609

平成24年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正  
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入金	81,255		81,255
	第3項 繰越金	1,204	△ 261	943
	合 計	79,990	261	80,251
歳 入	合 計	81,255		81,255

平成24年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,440千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,053千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	135,493	△ 1,440	134,053
	第3項 繰入金	12,280	△ 2,005	10,275
	第4項 県債	91,641	2,126	93,767
	第5項 繰入金	13,900	△ 4,100	9,800
			1,019	2,539
歳 入	合 計	135,493	△ 1,440	134,053

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	県有林事業費		千円 134,493	△ 1,440	千円 133,053
		第1項 事業費	44,194	△ 1,440	42,754
歳	出	合 計	135,493	△ 1,440	134,053



起債の目的		補		正		前		補		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法		
県有林事業費		13,900	千円	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	9,800	千円	補正前に同じ				

平成24年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,657,214千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入	第5項 繰入金	千円 3,598,804	千円 58,410	千円 3,657,214
	第6項 諸収入	531,943	△ 8,025	523,918
	第8項 繰越金	36,954	△ 3,925	33,029
歳 入	合 計	3,598,804	58,410	3,657,214

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	3,598,651 千円	58,410 千円	3,657,061 千円
	第2項 県債費	1,542,422	74,748	1,617,170
		2,056,229	△ 16,338	2,039,891
歳 出	合 計	3,598,804	58,410	3,657,214

平成24年度新潟県電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成24年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業収益	千円 4,655,195	千円 10,410	千円 4,665,605
	第1項 営業収益	4,565,822	10,410	4,576,232

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業費用	千円 4,541,858	千円 3,838	千円 4,545,696
	第1項 営業費用	3,904,175	3,838	3,908,013

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額1,529,269千円は、次のとおり補正するものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	千円 1,886,328	千円 240,000	千円 2,126,328
第6項 企業債		240,000	240,000

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 3,397,252	千円 258,345	千円 3,655,597
第1項 建設改良費	813,919	258,345	1,072,264

区 分	支出予定額 千円	充当財源 収入予定額 千円	差引不足額 千円	補 て ん 財 源	
				過 年 度 補 当 損 留 益 保 留 資 金 千円	建 設 改 良 積 立 金 千円
第1項 建設改良費	1,072,264	281,418	790,846	23,081	51,042
第2項 企業償還金	1,337,433	600,000	737,433		
第3項 貸付金	1,200,000	1,200,000			
第4項 受託工事費	44,900	44,900			
第5項 雑支出	1,000	10	990		
計	3,655,597	2,126,328	1,529,269	23,081	51,042

  

款	項	事 業 名	総 額 千円	年 度	年 割 額 千円
		新潟東部太陽光発電所(3号系列)建設事業		25	1,858,362
				26	2,125,675
				27	2,679,611

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新エネルギー発電設備 建設事業費	千円 240,000	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。



平成24年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成24年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用水道事業費用	千円 2,767,701	千円 △ 9,617	千円 2,758,084
第1項	営業費用	2,714,962	△ 9,617	2,705,345

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	千円 1,910,309	千円 8,502	千円 1,918,811
第3項	他会計補助金	35,158	8,502	43,660

支出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 969,798	千円 57,611	千円 1,027,409
第1項	建設改良費	711,469	57,611	769,080

(他会計からの補助金)

第4条 新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を43,660千円に改める。

平成24年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成24年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業費用	千円 3,988,078	千円 506	千円 3,988,584
第1項	営業費用	3,888,630	506	3,889,136

平成24年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成24年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	千円 76,572,625	千円 354	千円 76,572,979
第1項	医療収益	63,821,360	△ 10,289	63,811,071
第2項	医療外収益	12,010,652	10,643	12,021,295

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	千円 76,547,141	千円 311	千円 76,547,452
第1項	医療費用	72,211,782	△ 846	72,210,936
第2項	医療外費用	2,209,451	1,157	2,210,608

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,994,651千円は、過年度分損益勘定留保資金1,484,611千円及び当年度分損益勘定留保資金3,510,040千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	5,289,084	3,266	5,292,350
第3項 企業債	4,827,300	3,000	4,830,300
第5項 負担金交付金	452,663	266	452,929

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	10,283,735	3,266	10,287,001
第1項 建設改良費	2,834,326	3,266	2,837,592

(企業債)

第4条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元 金 額	変 更 金 額
病院整備事業費	千円 2,717,000	千円 2,720,000

平成24年度新潟県魚沼基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成24年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	千円 1,552,781	千円 17,952	千円 1,570,733
第1項 企業債	1,299,000	18,000	1,317,000
第3項 負担金交付金	175,284	△ 48	175,236

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 1,552,781	千円 17,952	千円 1,570,733
第1項 建設改良費	1,552,781	17,952	1,570,733

(企業債)

第3条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	千円 1,299,000	千円 1,317,000

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額を1,317,000千円に改める。

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年10月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 六日町ショッピングパーク  
所在地 南魚沼市余川字坂ノ上3090番外  
設置者 イオンリテール株式会社ほか4社
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の変更及びその他の変更）に関する届出  
公告日 平成24年5月29日
- 3 意見の概要
  - (1) 南魚沼市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間  
平成24年10月9日から平成24年11月9日まで

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年10月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 イオンモール新発田  
所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号  
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（開店時刻の変更）に関する届出  
公告日 平成24年5月29日
- 3 意見の概要
  - (1) 新発田市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間  
平成24年10月9日から平成24年11月9日まで

**病院局公告****特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定め



る規定（平成7年新潟県病院局管理規定第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年10月9日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

- 1 調達物品及び数量  
総合病院情報システム機能拡充 1式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所  
新潟県立十日町病院経営課  
新潟県十日町市高山32番地9
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成24年9月19日
- 6 落札者の氏名及び住所  
株式会社B S Nアイネット  
新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 7 落札価格  
203,490,000円
- 8 入札公告日  
平成24年8月7日
- 9 落札方式  
最低価格

正 誤

平成24年10月1日付け県報号外1 主要目次及び本文において、規則第35号を第39号とする。